

東 大 阪 市 下 水 排 除 基 準

令和6年4月1日施行

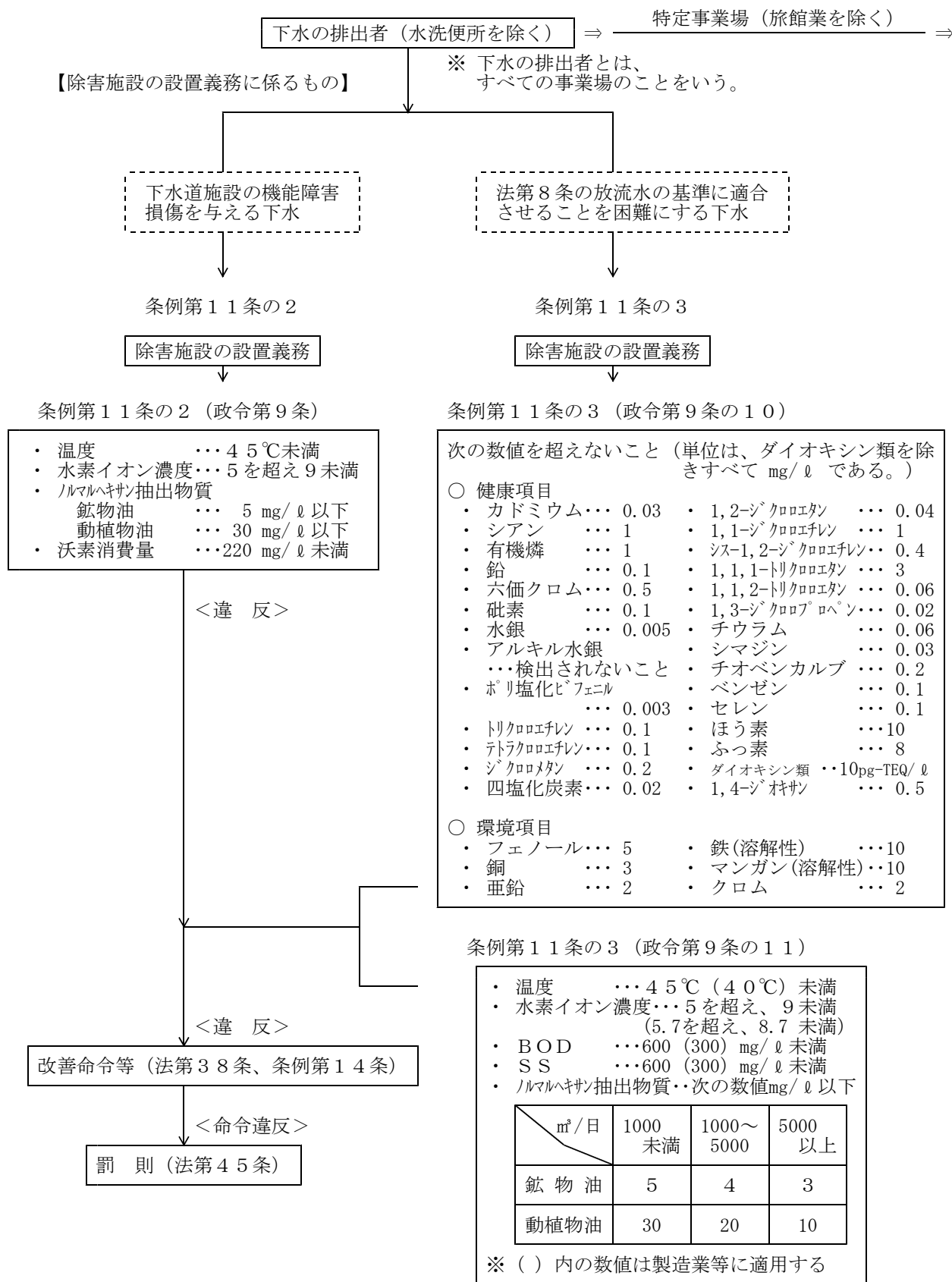
対 象 者 対 象 物 質 又 は 項 目		終 末 処 理 場 を 有 す る 公 共 下 水 道 の 使 用 者				
		特 定 施 設 の 設 置 者			特 定 施 設 を 設 置 し て い な い 者	
		5 0 m <sup>2</sup> / 日 以 上	30m <sup>2</sup> /日以上50m <sup>2</sup> /日未満	3 0 m <sup>2</sup> / 日 未 満		
健 康 項 目	カドミウム	0.03	0.03	0.03	0.03	
	シアン	1	1	1	1	
	有機燐	1	1	1	1	
	鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	
	六価クロム	0.2	0.2	0.2	0.2	
	砒素	0.1	0.1	0.1	0.1	
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1		
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1		
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L		
ほう素	10	10	10	10		
ふっ素	8	8	8	8		
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5		
環 境 項 目	総クロム	2	2	2	2	
	亜鉛	2	2	2	2	
	銅	3	3	3	3	
	フェノール類	5	5	5	5	
	鉄（溶解性）	10	10	10	10	
	マンガン（溶解性）	10	10	10	10	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
	浮遊物質質量(SS)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	鉱油	5 1,000m <sup>2</sup> ~5,000m <sup>2</sup> 4 5,000m <sup>2</sup> 以上 3	5	5	1,000m <sup>2</sup> 未満 5 1,000~5,000m <sup>2</sup> 4 5,000m <sup>2</sup> 以上 3
		動植物油	30 1,000m <sup>2</sup> ~5,000m <sup>2</sup> 20 5,000m <sup>2</sup> 以上 10	30	30	1,000m <sup>2</sup> 未満 30 1,000~5,000m <sup>2</sup> 20 5,000m <sup>2</sup> 以上 10
水素イオン濃度(pH)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)		
温度	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)		
沃素消費量	220	220	220	220		
色	帯びてないこと	帯びてないこと	帯びてないこと	帯びてないこと		

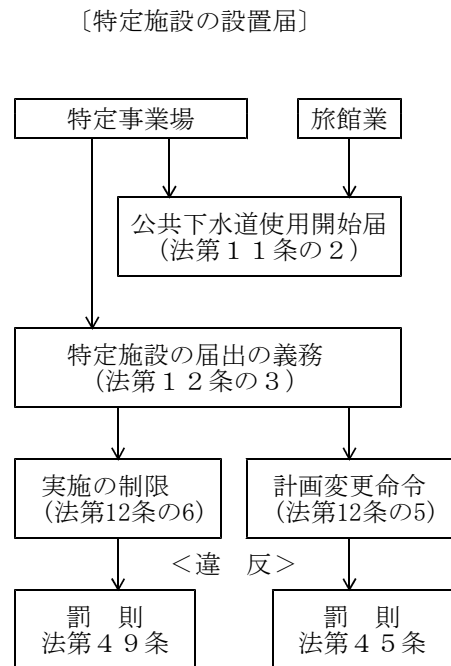
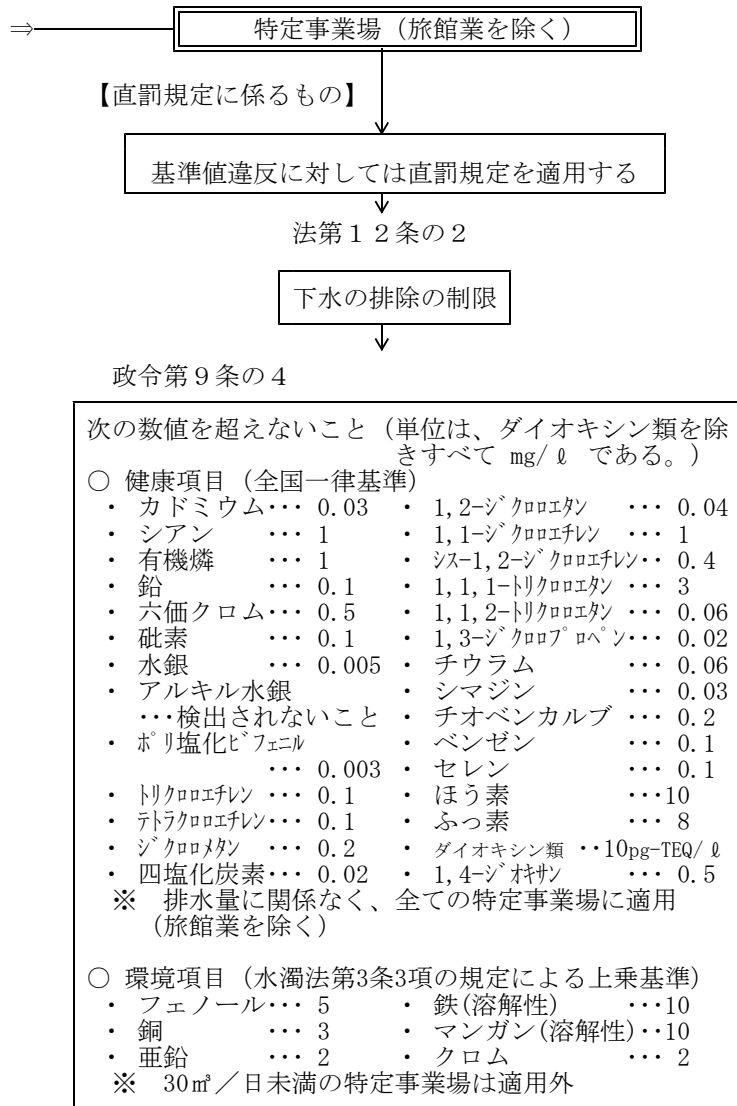
(備考)

- 単位は、ダイオキシン類、pH、温度及び色を除きすべてmg/Lである。
- BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用する。
- 内は直罰に係る排除基準である。このうち ■内は条例により定められている基準である。  
 ※ ダイオキシン類の直罰規定の対象は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する特定事業場である。  
 ※ ほう素及びふっ素の直罰に係る排除基準は、R7.6.30迄の間、業種その他の区分ごとに暫定基準が設けられている。  
 ※ 亜鉛の直罰に係る排除基準は、R6.12.10迄の間、電気めっき業に該当する工場等(日平均排水量30m<sup>2</sup>以上に限る。)には、暫定基準が設けられている。  
 ※ 六価クロムの直罰に係る排除基準は、R9.3.31迄の間、電気めっき業に該当する工場等には暫定基準が設けられている。
- 内は除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。
- 下水排除基準を超える（BOD、SS、温度、沃素消費量についてはこの基準以上、pHについてはこの基準以下又は以上）水質の下水が悪質下水となる。

# 下水道法及び下水道条例の水質規制

平成28年4月1日現在





条例第11条（政令第9条の5）

